

浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市自立支援教育訓練給付金事業の実施について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の自主的な職業能力の開発取組みを支援するため、市の就業相談を通じて、市長が指定した職業能力の開発のための講座を受講し、職業能力の開発を行う母子家庭の母等に対して教育訓練終了後、浜松市自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給する。

(支給要件)

第3条 本事業の支給対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母等であって、次の支給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、事前相談において当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(支給額等)

第5条 訓練給付金の支給額は、次の受給資格者区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練促進給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第4条(1)及び(2)の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第4条(3)の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に20万円を乗じて得た額（この場合80万円を超えるときは、80万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (3) 受講開始日現在において前号以外の受給者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

なお、平成31年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。

（対象講座指定前の事前相談）

第6条 市長は、訓練給付金の支給に係る事務を執行するに際し、事前に受講を希望する母子家庭の母等からの相談に応じるとともに、受給要件について把握する。

- 2 事前相談においては、当該母子家庭の母等の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母等の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握する。

（受給資格の審査、対象講座の指定等に関する手続）

第7条 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について「浜松市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（以下「対象講座指定申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

- 2 市長は、対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否を決定する。

- 3 市長は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母等に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母等に対象講座の指定を行った場合には、「浜松市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」（以下「対象講座指定通知書」という。)(様式第2号)により当該母子家庭の母等に通知する。否決の場合は、参考様式により通知する。
- 4 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添付しなければならない。ただし、提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略することができる。
 - (1) 当該母子家庭の母等及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員（同一生計を営む者で別世帯登録者を含む。）の住民票の写し
 - (2) 当該母子家庭の母等に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母等が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母等の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第3号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - (3) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- 5 訓練給付金を受けようとする者は、原則として対象講座指定申請書を受講開始日の14日前までに提出しなければならない。
- 6 受給要件の審査は、浜松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査会設置要綱に規定する審査会において、その緊急性や必要性について考慮して判定する。
- 7 受給要件の審査においては、次の事項に留意することとする。
 - (1) 過去に訓練給付金を受給している者は、本事業を再度利用することはできないこと。
 - (2) 類似制度による支援を受けている者は、受講対象講座の指定申請に当たっては、過去の教育訓練給付金の受給の有無、高等職業訓練促進給付金の受給の有無等他の制度における受給状況の申告をすることとし、本事業の受給資格要件の参考とし、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくことと認められる場合は、支給することとして差し支えないこと。

- (3) 訓練給付金の支給を受けようとする者が、希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。
- 8 対象とする講座の指定については、本人の意向を踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母等が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

(訓練給付金の支給等)

第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後、「浜松市自立支援教育訓練給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)(様式第4号)を提出すること。

- 2 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。
- なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合には、この限りではない。

- 3 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類等を省略することができる。

- (1) 当該母子家庭の母等及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員(同一生計を営む者で別世帯登録者を含む。)の住民票の写し
- (2) 当該母子家庭の母等に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母等が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該母子家庭の母等の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(様式第3号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- (3) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- (4) 受講対象講座指定通知書の写し
- (5) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育

訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

- (6) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
 - (7) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 4 受講対象講座の指定は、受講開始前に受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、支給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、第7条の規定に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなすことができる。
 - 5 市長は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母等が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。
 - 6 市長は、前項の決定を行ったあとは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母等に通知しなければならない。なお、支給決定については、「浜松市自立支援教育訓練給付金支給決定通知」(様式第5号)により行うものとする。否決の場合は参考様式により通知する。
 - 7 市長は、第4項により支給決定を行った場合は、速やかに指定の口座に訓練給付金を支払うものとする。

(受講の取りやめ等の届出)

- 第9条 第7条第3項に定める対象講座の指定を受けた者は、受講対象講座の指定後に指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、「浜松市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座受講取消届」(様式第6号)により14日以内に市長に届け出ること。

(経過措置)

- 第10条 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第60条の2第4項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成29年4月1日以降に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領(平成16年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 改正後の規定は施行日以降に第7条の対象講座の指定を受けた者について適用し、施行日前に対象講座の指定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月15日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月9日から施行する。

浜松市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名 印

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。
また、浜松市が児童扶養手当の受給状況並びに所得状況等の調査を行うことについて同意します。

氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年
	個人番号		月 日生(歳)
	(〒 -)		電話・携帯()
住所			-
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~		年 月 日
所要費用(予定)	入学金	円、受講料	円 合計額 円
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
資格取得の状況 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付を受けたことが ある ・ ない		
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが ある ・ ない		
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	年
	個人番号		月 日生(歳)
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない		
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		印
(備考)			
添付書類 戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票、児童扶養手当証書の写し又は所得証明			
事前相談日 年 月 日 教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワーク)			

(裏面)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練について支払う入学料及び受講料(受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下同じです。)
- 2 支給対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講を途中でやめた場合は、14日以内に市長にその旨文書により報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「浜松市自立支援教育訓練給付金支給申請書」及び確認書類による支給申請手続が必要です。
- 7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
(2) 婚姻()によらないで母又は父となり、現に婚姻()をしていない。
()民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、各区役所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

浜松市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書			
氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生(歳)
住所	(〒 -)		電話・携帯()
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~		年 月 日
所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
		指定番号	

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

浜松市長

印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練について支払う入学料及び受講料(受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下、同じです。)です。
- 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割に相当する額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後の教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、14日以内に市長にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、受講修了日後に、あらためて「浜松市自立支援教育訓練給付金支給申請書」及び確認書類による支給申請手続が必要です。

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(あて先) 浜松市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日において年齢が 16 歳以上 19 歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号	住所（別居の場合）				

【添付書類】

- ・ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は浜松市自立支援教育訓練給付金を受けようとする者に、前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が 16 歳以上 19 歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族をいいます。）又は県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が 38 万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

浜松市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名 印

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)	電話・携帯()	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
給付金受取口座	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義(フリガナ)		
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年 月日	年 月 日生(歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		
(備考)			

(裏面)

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻()によらないで母又は父となり、現に婚姻()をしていない。
()民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 3 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、各区役所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
- 4 支給申請書に添付すべき書類は、受講対象講座指定通知書、修了証明書、領収書の写しを提出してください。

浜松市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書			
氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生(歳)
	(〒 -)		電話・携帯() -
住 所	(〒 -)		電話・携帯() -
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~ 年 月 日		
所用費用	入学料	円、受講料	円 合計額 _____ 円
雇用保険法による一般 教育訓練給付金の受給額	円		
給付金支払口座	銀行	本店	口座番号
	信用金庫	支店	普通預金
	農協	出張所	
	口座名義(フリガナ)		
給付金決定額	円		
		指定番号	

さきあなたから提出のありました浜松市自立支援教育訓練給付申請書に基づき審査したところ上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

浜松市長

印

浜松市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座受講取消届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名

印

わたしは、自立支援教育訓練給付金の支払を受けるための対象講座の受講を、途中で取りやめましたので届出いたします。

氏 名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生(歳)
住 所	(〒 -)	電話・携帯()	-
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日(受講開始日) ~	年 月 日	
申請日	年 月 日		
取りやめ日	年 月 日		
その理由			

(講座指定申請否決参考様式)

番 号
年 月 日

様

浜松市長名

浜松市自立支援教育訓練給付金事業対象講座の申請の否決について(通知)

あなたが申請をした浜松市自立支援教育訓練給付金事業対象講座について、以下の理由により指定できません。

ついては、受講の講座については給付金の支給対象になりませんので通知します。

- 例
- 1 児童扶養手当制度の所得制限を上回っているため。
 - 2 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有しているため。
 - 3 事前相談以前に、すでに講座の受講を開始していたため。
 - 4 当該講座が、浜松市自立支援教育訓練給付金事業実施要領第4条に定める対象講座に該当しないため。
 - 5 就業経験、技能、資格の取得状況などから判断し、当該講座を受けても適職及び希望の職種に就くことが可能でないため。
 - 6 本講座を受講することによって、生活が困窮する状況であるため。

等の該当事項を記載。

なお、これに不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面により浜松市長に対して意義申立てをすることができます。

浜松市役所

課

電 話

F A X

(支給申請否決参考様式)

番 号
年 月 日

様

浜松市長名

浜松市自立支援教育訓練給付金事業の申請の不支給について(通知)

あなたが申請をした浜松市自立支援教育訓練給付金支給申請について、以下の理由により支給できませんので通知いたします。

- 例
- 1 児童扶養手当制度の所得制限を上回っているため。
 - 2 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有しているため。
 - 3 事前相談以前に、すでに講座の受講を開始していたため。
 - 4 就業経験、技能、資格の取得状況などから判断し、当該講座を受けても適職及び希望の職種に就くことが可能でないため。
 - 5 対象講座の修了認定がおこなわれていないため。
 - 6 支給申請時に母子家庭の母でないため。
 - 7 受講料について、受講者本人が支払ったことが特定できないため。
- 等の該当事項を記載。

なお、これに不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面により浜松市長に対して意義申立てをすることができます。

浜松市役所	課
電 話	
F A X	